

報 告 第 1 号

非強制徴収債権の放棄について

高知県債権管理条例第 14 条の規定に基づき、令和 7 年度に実施した、非強制徴収債権の債権放棄について、別紙のとおりご報告します。

非強制徴収債権の放棄について

人権教育・児童生徒課

高知県債権管理条例第14条の規則に基づき、令和7年度中に非強制徴収債権の一部を債権放棄しました。

(高知県地域改善対策奨学資金貸付金の戻入金に係る債権)

番号	債務者の住所及び氏名	金額	債権放棄事由 (条例第14条該当条項)	放棄決定の日
案件 1	要配慮個人情報(社会的 身分)につき記載省略	50,000円	第2項第1号 及び3号	令和8年3月31日

(高知県地域改善対策奨学資金貸付金に係る債権)

番号	債務者の住所及び氏名	金額	債権放棄事由 (条例第14条該当条項)	放棄決定の日
案件 2	要配慮個人情報(社会的 身分)につき記載省略	462,495円	第2項第1号 及び3号	令和8年3月31日
案件 3	要配慮個人情報(社会的 身分)につき記載省略	339,750円	第2項第1号	令和8年3月31日
案件 4	要配慮個人情報(社会的 身分)につき記載省略	249,150円	第2項第1号 及び3号	令和8年3月31日
案件 5	要配慮個人情報(社会的 身分)につき記載省略	96,668円	第2項第1号	令和8年3月31日

1 地域改善対策特定事業等の概要

地域改善対策特定事業等として、高等学校、大学等に進学する能力を持ちながら、経済的な理由により進学後修学が困難な者に対して、昭和33年度から制度開始。名称の変更とともに、「貸与」「給付」と制度が変更されてきたが、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)の失効により、平成13年度末をもって制度が終了。経過措置を経て平成18年度で全ての貸与を終了し、現在は回収業務のみを行っている。

(変遷)

- | | |
|------------------|---------------------------|
| 【1】昭和33年度～昭和45年度 | 社会福祉奨学資金 「貸与」「給付」制度 |
| 【2】昭和46年度～昭和56年度 | 同和奨学資金 「給付」制度 |
| 【3】昭和57年度～昭和61年度 | 地域改善対策奨学資金(旧法) 「貸与」「給付」制度 |
| 【4】昭和62年度～平成13年度 | 地域改善対策奨学資金(新法) 「貸与」「給付」制度 |
| 【経過措置】～平成18年度 | 平成13年度廃止後の経過措置による貸与 |

2 債権整理に向けた取組

(1) 高知県債権管理条例の制定(平成29年2月議会で議決)(以下「県条例」という。)

(放棄)

第 14 条 略

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が 500 万円以下であるときは、当該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 強制執行の対象となる財産がないとき。

(2) 略

(3) 債務者の所在が不明であるとき。

※債権放棄は年度末に一括して行い、6月議会に報告すること、また、その際、要配慮個人情報に該当する場合は債務者の住所氏名の記載を省略することについて、平成 29 年 10 月 12 日議会運営委員会において説明し、了承済み。

(2) 全庁的な取組

平成 29 年 5 月 17 日に開催された「税外未収金対策連絡会議・部会合同会議」において、平成 28 年度決算時点で時効期間が経過している債権について、全庁的に、平成 29 年度、30 年度の 2 年間で集中的に整理に取り組む方針となった。その後も同様の取組方針のもと、債権の整理を行ってきた。

令和 7 年度においても、債権放棄の要件を満たしたものについて、同年度中に債権放棄を行うこととなった。

3 令和7年度に行った債権放棄及び不納欠損処理（合計5件 1,198,063円）

●放棄案件1（債権額：50,000円）

平成12年4月に貸与を開始し、貸与期間中の平成12年9月に自主退学後、平成13年2月13日から戻入金の返還請求を開始した。

令和4年9月、主債務者と保護者に対し、返還の意向調査を行った結果、主債務者から返還意思があり、主債務者より連絡するとの回答であったが、その後連絡がなく、こちらからの連絡に対しても無反応であった。その後の意向確認に対しても反応がなく、サービサーに依頼するも居住先は特定できなかった。

保護者からは生活保護受給中のため返還は困難との回答があり、生活保護受給証明を受領した。

また、連帯保証人の死亡により、相続が発生しており、連帯保証人の相続人5名（A～E）に対し意向確認を行った。相続人Aは死亡しており、相続人B,Cは相続放棄済みであった。最終債務者はD,Eのみであり、Dから返還は困難との回答があり、Eからは生活保護受給証明を受領した。

以上より、接触をはかった債務者からの回収が困難なことや、強制執行の対象となる財産がないこと、さらに主債務者の居住が特定できなかったことから、条例第14条第2項第1号及び第3号に該当する。

●放棄案件2（債権額：462,495円）

平成2年に貸与を開始し、平成13年度から毎年、文書で催告を行っていた。

平成25年8月から債務者及び保護者宅に対し訪問や電話により催告を続けるも返還がなかった。返還相談員が定期的に主債務者宅を訪問していたが、居住している様子がなく、その後、所在調査を行うも、住所の変更はなく、行方不明であった。

保護者は、平成25年以降、毎年訪問するも不在であったり、面談しても返還や免除申請書類の提出はなかった。

連帯保証人は、令和3年から令和4年にかけて電話するも不通であり、令和5年に文書で催告をしても反応がなかった。

その後、主債務者及び連帯保証人に電話、訪問、文書での催告をしても反応がないため、令和5年12月に弁護士委託を開始した。令和6年6月にサービサーより、保護者の居住を確認したが、主債務者と連帯保証人の居住状況は不明との報告があった。

また、保護者宅の土地は第三者の差押、建物は抵当権が設定されていること、連帯保証人宅の土地及び建物は連帯保証人名義でないことを確認した。

令和7年3月に弁護士委託が終了し、その後の連絡に対しても反応がなかった。

以上より、接触をはかった債務者からの回収が困難なことや、強制執行の対象となる財産がないこと、さらに主債務者は所在不明であることから、条例第14条第2項第1号及び第3号に該当する。

●放棄案件 3（債権額：339,750 円）

昭和 62 年に貸与を開始し、平成 17 年 2 月から令和 7 年 2 月に至るまで催告等を行うも反応がなかった。平成 22 年時点で県外へ転居したことを確認し、平成 25 年より毎年新住所催告するも同様に反応がなかった。なお、主債務者の住民票及び本籍地上の土地及び建物は第三者名義であることを確認済みである。

令和 6 年 11 月、債務者全員に意向確認を行った。令和 6 年 12 月に連帯保証人の相続人のうち 1 名から返還は困難との回答があり、令和 7 年 11 月に住民税が非課税であることを確認した。主債務者及びその他の相続人からは反応がなかった。

以上より、接触をはかった債務者からの回収が困難なことや、強制執行の対象となる財産がないことから、条例第 14 条第 2 項第 1 号に該当する。

●放棄案件 4（債権額：249,150 円）

昭和 62 年に貸与を開始し、平成 9 年より催告を開始した。平成 24 年に主債務者から連絡があり、分割納付の意思を確認したが、その後も返還がなかった。令和 2 年に主債務者の県外転居を確認し、新住所へ催告文書を送付したが、反応がなかった。

令和 6 年 11 月に相続調査のうえ主債務者及び連帯保証人の相続人(A～K)に 1 回目の意向確認を行った。(相続人 C は行方不明)。その後、相続人 B 及び主債務者から住民税の非課税証明を、相続人 A から生活保護受給証明受領した。

令和 7 年 5 月、反応のなかった債務者へ 2 回目の意向確認を行った。県外で反応のない相続人(E, F, G, H, I, K)はサービサーへ依頼するも反応はなかった。

令和 7 年 11 月に相続人 J 宅を訪問するも不在、暮らしぶりは良くないことが窺えた。

令和 7 年 12 月に相続人 D 宅を訪問し、住民税の非課税証明を受領した。

以上より、接触をはかった債務者からの回収が困難なことや、強制執行の対象となる財産がないこと、さらに相続人の 1 人は所在不明であることから、条例第 14 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に該当する。

●放棄案件 5（債権額：96,668 円）

昭和 63 年に貸与を開始し、平成 25 年に返還の催告状を送付するも、返還がなく、平成 25 年から平成 30 年にかけて訪問や電話をするも反応がなかった。さらに、主債務者へ対して令和 6 年 10 月、令和 7 年 5 月、11 月に意向確認を行うも反応がなかった。令和 7 年 11 月に主債務者宅訪問も不在、住民票及び本籍地上の土地及び建物は第三者名義であることを確認済みである。

保護者は行方不明であり、連帯保証人の相続人 3 名のうち 1 名からは住民税の非課税証明を受領した。

他 2 名からは返還の意思を確認し、債務割合分を納付済みである。

以上より、接触をはかった債務者からの回収が困難なことや、強制執行の対象となる財産がないことから、条例第 14 条第 2 項第 1 号に該当する。

上記の対応後、高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会の審査を経て、令和 8 年 3 月 31 日付けで県条例（第 14 条）に則り債権放棄を行い、同年 4 月 6 日付けで不納欠損処理を行った。